

第25回  
子ども・子育て会議  
資料

令和7年3月3日

# agenda

## 01 協議事項

- 就学前教育・保育施設の利用定員について
- 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

## 02 報告事項

- こども誰でも通園制度について

## 03 委員発議

- 福田委員、山城委員より

# 01 協議事項

## 就学前教育・保育施設の利用定員について

### ■利用定員の考え方

・給付費の単価基準

・子ども子育て支援事業計画 に影響

利用定員 ～ 認可定員の範囲内で施設からの申請に基づき  
市町村が確認し設定する定員

認可定員 ～ 教育・保育施設の設置にあたり都道府県に認可された定員

- 基本的には、認可定員＝利用定員となるが、恒常的に利用人員が少ない場合などは、認可定員＞利用定員とすることも可能
- 利用人数が1号認定は2年度間連続、2・3号認定は5年度間連続で利用定員の120%以上である場合には、ペナルティとして給付費が減額される。
- 市町村が利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て会議の意見を聴取し、都道府県と協議をしなければならない。

# 01 協議事項 就学前教育・保育施設の利用定員について

## ■利用定員の設定（案）

令和6年度				令和7年度					
区分		認可定員	利用定員	見込園児数	区分		認可定員	利用定員	見込園児数
はやきた こども園	1号	60人	70人	59人	はやきた こども園	1号	60人	調整中につき、 当日説明します。	
	2号	60人	50人	78人		2号	60人		
	3号	30人	30人	30人		3号	30人		
	計	150人	150人	167人		計	150人		
おいわけ こども園	1号	25人	15人	12人	おいわけ こども園	1号	25人		
	2号	42人	30人	28人		2号	42人		
	3号	23人	20人	19人		3号	23人		
	計	90人	65人	59人		計	90人		
はやきた ゆきだる ま保育園	1号	0人	0人	0人	はやきた ゆきだる ま保育園	1号	0人		
	2号	0人	0人	0人		2号	0人		
	3号	19人	12人	10人		3号	19人		
	計	19人	12人	10人		計	19人		

※1号：幼稚園部入園者、2号：保育園部（3歳以上）入園者、3号：保育園（3歳未満）入園者

# 01 協議事項 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

## ■期間など

令和7年度～令和11年度の5か年を計画期間とする次期子ども・子育て支援事業計画を令和6年度中に策定する必要があり、前回方向性を示させていただいた。 ※資料として計画書素案を送付

## ■新たに加える要素

- ・ 子ども家庭センターの設置検討・・・ **R7.4設置で計画内に整理**
- ・ 病児保育事業の開始検討・・・ **体調不良児対応型をベースに設置検討**
- ・ 未就学保育および学童保育の受入者数拡大検討・・・ **継続検討**
- ・ 安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定検討・・・ **R7作業、R8施行**



次期計画へ反映させる

# 01 協議事項 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

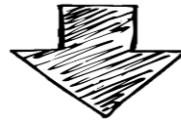
## ■新たに加える要素

- ・ 子ども基本法に基づく対応

(子ども基本法より抜粋)

### 【第10条】 都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国の子ども大綱を勘案し、また、市町村は国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案し、それぞれ、子ども計画を定めるよう努めるものとする（子ども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
  - 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

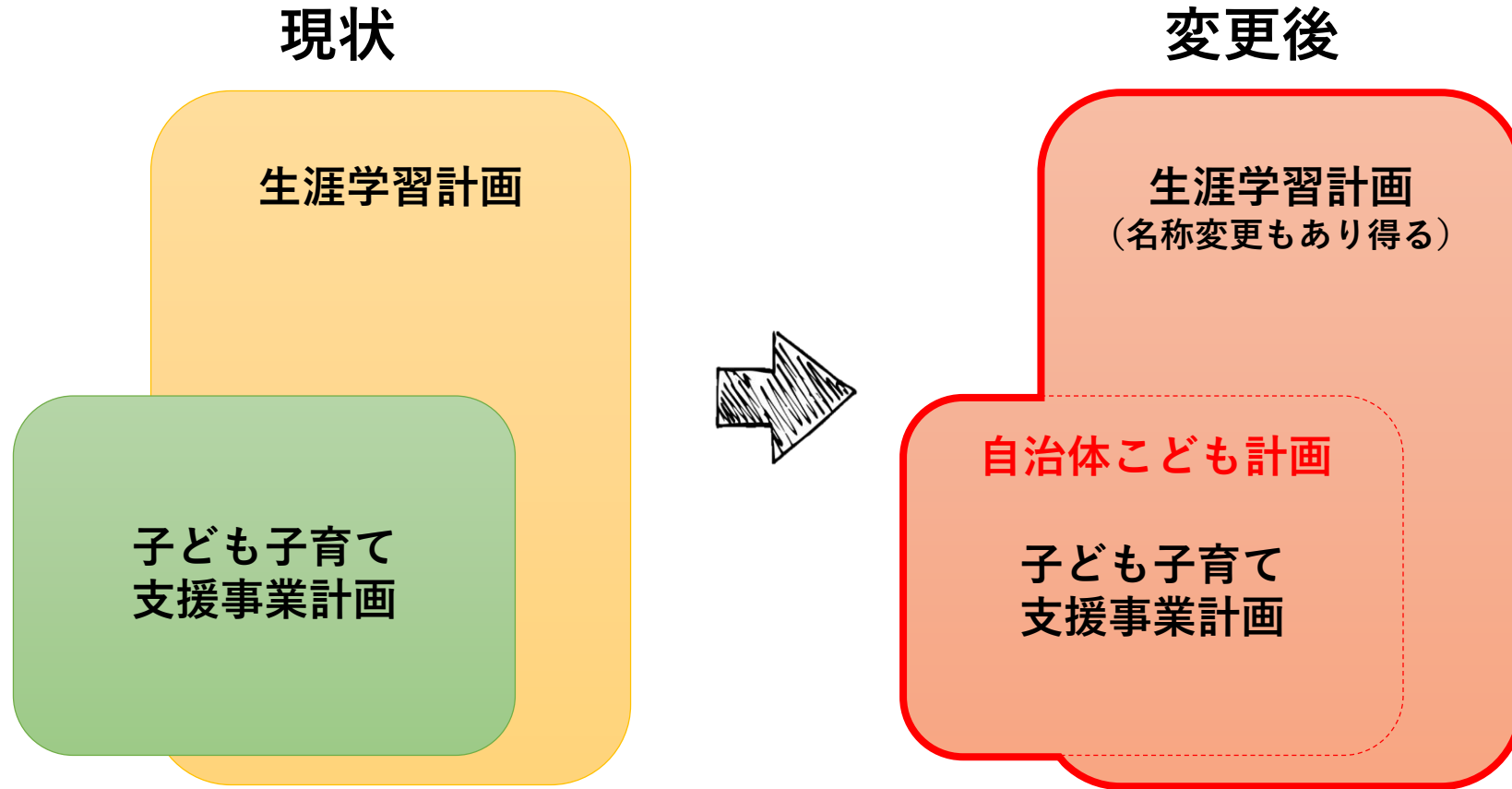


「子ども計画」と次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」を**一体的に**定める方針

加えて、他に子どもにまつわる**他の計画**についても、**この計画に包含**ができないか検討を進めてきた。

# 01 協議事項 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

## 生涯学習計画及び自治体こども計画（子ども子育て支援事業計画）の体系について



就学前教育・保育、子育て支援、学校教育のほか  
子どもにやさしいまちの理念・考え方など多数重複

横串しで教育～福祉、子どもから大人・高齢者を網羅  
策定・更新に係る人的コストも大幅削減に期待

# 01 協議事項 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

## 新たな計画策定のポイント

1. 読んでもらう計画書に（デザイン、ストーリー、掲載量）
2. 生涯学習計画とこども計画（子ども・子育て支援事業計画）が合体
3. 目標「豊かな人が育つまち～自分をつくる、自分を生きる～」をイメージしてもらえるように

## 修正予定

1. 時代に適合したストーリーに修正予定
2. 「日本一の公教育」→「あびらのきょういく」へ
3. 読みやすさを追求（目次、わかりやすい表現など）
4. 知りたい情報へのアクセスを可能に（QRコードなど）



# 01 協議事項 第3期安平町子ども子育て支援事業計画の策定について

## これまでの経過

- あびら教育100人会議（早来、追分各1回）
- 教育まちづくり委員会（計3回）
- 教育委員会
- 社会教育委員会
- 総合教育会議

## 今後のスケジュール

- 3月5日～3月25日：パブリックコメント
- 4月策定

## 02 報告事項

### こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>☆☆</sup>でも 通園制度


**こども誰でも通園制度のイメージ**

**親の就労の有無にかかわらず利用可能**

生後6カ月～2歳児  
未就園児が対象

**利用上限  
月10時間  
(試行事業)**

保育所、認定こども園  
幼稚園など



**メリット**

- 育児負担の軽減や、親の孤立感解消につながる
- 子どもと触れ合うことで社会性が身に付く

**開始時期**

- 一部自治体で試行事業開始。2026年度から全国で

## 02 報告事項

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）



本制度の本格実施に向けて、

**令和7年度中に両こども園と協議を進めます。**

**【概要】** 保育所に通所していない0～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的に預かりを行い、適切な遊びや学びを与えるとともに、保護者との面談を通じて、子ども及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業

**【内容】** 月一定時間（10時間上限）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用することが可能。  
町外者の利用は当該自治体との協定により可能。

**【想定されること】**

情報収集、事業内容の検討（独自設定やルール）、提供体制の構築、広報周知、条例制定など

## 03 委員発議

別資料により説明